

第31回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号
新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入されていますが、本年の株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に、従来どおり株主総会資料を送付しております。

株主総会出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■目次

第31回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	10
事業報告	11
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

株式会社ウイルテック

株主の皆様へ ～ご挨拶～



代表取締役社長執行役員

宮城 力

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は1992年に大阪で創業いたしまして、様々な苦境を乗り越えながらも、昨年4月に30周年を迎えることができました。これもひとえに従業員をはじめ、株主の皆様及びお取引先様、関係者の皆様方のご支援ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

2023年3月期は、新型コロナウイルス感染症からの本格的な回復が期待されたものの、不安定な世界情勢や急激な円安基調など、まだまだ予断を許さない経済環境が続いております。このような市場環境にあって、当社グループでは、カーボンニュートラル推進によるエネルギー関連需要、サプライチェーンの再構築に向けた製造業の国内回帰など、新たな需要を取り込むべく積極的な営業活動を行ってまいりました。

さらに、今後日本経済における最重要課題ともいえる人材不足に対しても、海外人材の活躍推進に向けた海外事業の拡充やロボット・AI分野への取り組みなど、その解決策をウイルテックグループの新たな強みとするべく、最優先事項として注力してまいります。

ここに謹んでご挨拶申し上げますとともに、株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

経営理念

私たちは「人との出会い」を大切に、
共に過ごす時間の中で、共に学び、共に成長しながら
豊かな社会の創造に邁進し、
「笑顔が溢れる社会づくり」に貢献する。

経営方針 千変万化

私たちは変化し続ける社会環境に対して
常に新たな挑戦を行い、お客様に感動を与える事を
使命として活動し続ける

株 主 各 位

証券コード7087
2023年6月13日
大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
株 式 会 社 ウ イ ル テ ッ ク
代表取締役社長執行役員 宮 城 力

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.willtec.jp/ir/>

（上記URLにアクセスいただき、画面下のメニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証のURLにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウイルテック」または「コード」に当社証券コード「7087」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、その場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）の当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号 新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
- 第31期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第31期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次の事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査等委員会が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

■事前質問の受付

事前のご質問については、以下のメールアドレス宛に、ご質問事項及び議決権行使書用紙に記載の株主番号、株主様名をご入力いただきメールを送信ください。なお、事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の高い関心の高い事項につきましては、後日当社ウェブサイト（<https://www.willtec.jp/ir/>）にてご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

【事前質問受付アドレス】 kabunushisokai@willtec.jp

【受付期間】 2023年6月23日（金曜日）午後5時45分まで

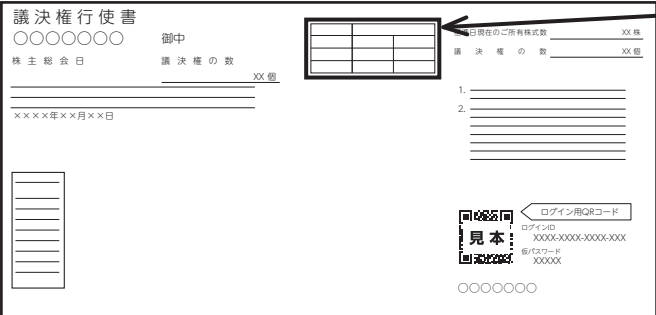


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類(5頁～10頁)をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権をご行使いただく方法には、以下の3つの方法がございます。

 <p>インターネットで議決権 を行使される場合</p> <p>次頁のご案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分入力完了分まで</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を 行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分到着分まで</p>	 <p>株主総会に ご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

	<p>こちらに各議案の賛否をご記入ください。</p> <p>第1号、第3号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 反対する場合 >> 「否」の欄に○印 <p>第2号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
--	---

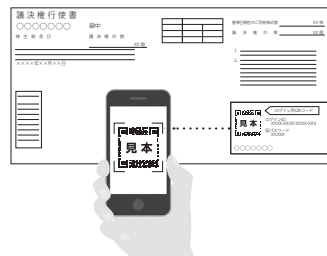
- ※議決権行使書用紙はイメージです。
- ◎書面(郵送)により議決権行使された場合の議決権行使書において、各議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - ◎インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
 - ◎代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を当社にご通知ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

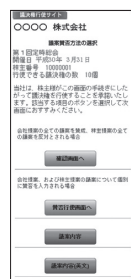
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

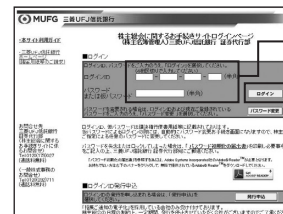


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

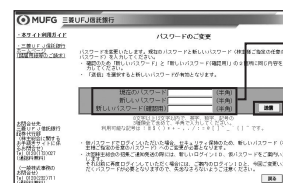
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は178,948,924円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会及び指名諮問委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	小倉秀司 (1962年10月21日生) 再任 【所有する当社の株式数】 2,760,300株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	1992年4月 当社設立 代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長 2019年6月 当社取締役会長 2022年6月 当社取締役会長執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ヒューマンアシスト 代表取締役社長 株式会社RASアセット 代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 小倉秀司氏は、1992年4月の当社設立から代表取締役等として、当社グループの経営の指揮を執るなどしており、今日までの経営基盤を築いてきた実績及び豊富な経験を当社グループの持続的な成長に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
2	宮城力 (1977年9月17日生) 再任 【所有する当社の株式数】 421,800株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	1999年1月 当社入社 2013年1月 当社事業開発部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役 2016年10月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 取締役 デバイス販売テクノ株式会社 取締役 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人日本BPO協会 理事 【取締役候補者とした理由】 宮城力氏は、入社以来、製造現場等での豊富な経験を経営に活かし、今日まで業績の向上に努めるとともに東京証券取引所への上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に多大な功績をあげてまいりました。また、2021年2月より新たに設置した当社報酬諮問委員会及び指名諮問委員会の委員を務めております。これまでの実績や豊富な経験を当社グループの持続的な成長に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	のしやすお 野地恭雄 (1972年3月14日生) 再任 【所有する当社の株式数】 85,000株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2006年6月 株式会社ウイルテック九州（現当社）入社 2010年6月 同社大分工場長 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 2016年10月 当社製造事業本部長 2018年4月 当社マニファクチャリング事業本部長（現任） 兼同事業本部北陸事業部長 2022年6月 当社取締役常務執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。 【取締役候補者とした理由】 野地恭雄氏は、入社以来、製造現場での豊富な経験に加え、当社の工場長を務めるなど、製造現場を熟知するとともに、それを経営全般に活かし、今日までの当社グループの業績向上と発展に貢献してまいりました。同氏の経験と判断力・行動力を当社グループの企業価値向上に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4	にし たか ひろ 西 隆 弘 (1971年2月9日生) 再任 【所有する当社の株式数】 58,800株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2002年11月 当社入社 2012年8月 当社事業推進部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役 2016年10月 当社事業開発部長 2018年4月 当社カスタマーサービス事業本部長（現任） 兼同事業本部カスタマーサービス事業部長 2022年6月 当社取締役上席執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。 【取締役候補者とした理由】 西隆弘氏は、特に事業開発分野において相当の経験・見識を有し、製造請負・製造派遣事業から修理サービス事業まで、顧客の生産性・効率性向上を実現する、当社のビジネスモデルの構築と基盤強化に実績を上げてまいりました。その豊富な経験と実績を活かしていただきたく、さらなる事業の開発等を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	渡邊剛 <small>わた なべ つよし</small> (1973年2月12日生) 再任 【所有する当社の株式数】 60,400株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2003年4月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年2月 当社管理部長 2013年6月 当社取締役 2018年4月 当社管理本部長(現任) 2022年6月 当社取締役上席執行役員(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 代表理事 【取締役候補者とした理由】 渡邊剛氏は、当社グループ会社入社以来、コンストラクションサポート事業の構築と拡大に努め、また、当社の管理部長就任から今日まで、経営全般に関する豊富な経験・実績を活かし、当社グループの企業価値向上に多大な実績を上げてまいりました。その豊富な経験と実績は、当社グループの持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
6	石井秀暁 <small>いし い ひで あき</small> (1972年12月2日生) 再任 【所有する当社の株式数】 5,800株 【取締役会への出席状況】 出席18回／開催18回	2015年7月 当社入社 2015年10月 当社取締役 2018年4月 当社エンジニアリング事業本部長(現任) 2022年6月 当社取締役上席執行役員(現任) 【重要な兼職の状況】 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人NEOA 理事 【取締役候補者とした理由】 石井秀暁氏は、複数の企業でのエンジニアリングに関する豊富な経験・実績及び知識を有し、エンジニアリング事業本部長等として、当社グループの業績及び企業価値の向上に貢献してまいりました。その豊富な経験・実績等は、今後の新規事業の創造と推進にも資することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	みず たに たつ お 水 谷 辰 雄 (1965年12月22日生) 再任 【所有する当社の株式数】 7,400株 【取締役会への出席状況】 出席14回／開催14回	2004年8月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年6月 同社取締役 2018年6月 同社代表取締役社長（現任） 2022年6月 当社取締役上席執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 代表取締役社長 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 【取締役候補者とした理由】 水谷辰雄氏は、複数の企業での建設事業に関する知識とマネジメント経験を有し、当社グループの業績及び企業価値の向上に貢献してまいりました。その豊富な経験・実績等は、今後、当社の事業方針推進に資することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者小倉秀司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。各候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2023年4月に更新しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ているほか、指名諮問委員会の審議を経ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
しらいかずま 白井一馬 (1972年6月11日生) 社外 独立 【所有する当社の株式数】 一株	1998年4月 石川公認会計士事務所入所 2003年2月 税理士登録 2003年7月 税理士法人ゆびすい入社 2010年2月 白井一馬税理士事務所開設 所長(現任) 【重要な兼職の状況】 白井一馬税理士事務所 所長 公益財団法人由良大和古代文化研究協会 監事 電子・機械部品製造事業協同組合 監事 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 白井一馬氏は、税理士としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことが期待されるとともに、監査・監督強化に資するものと判断いたしました。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 白井一馬氏は税理士であり、当社は同氏に対し税理士報酬の支払いをしております。
 2. 白井一馬氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
 4. 白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

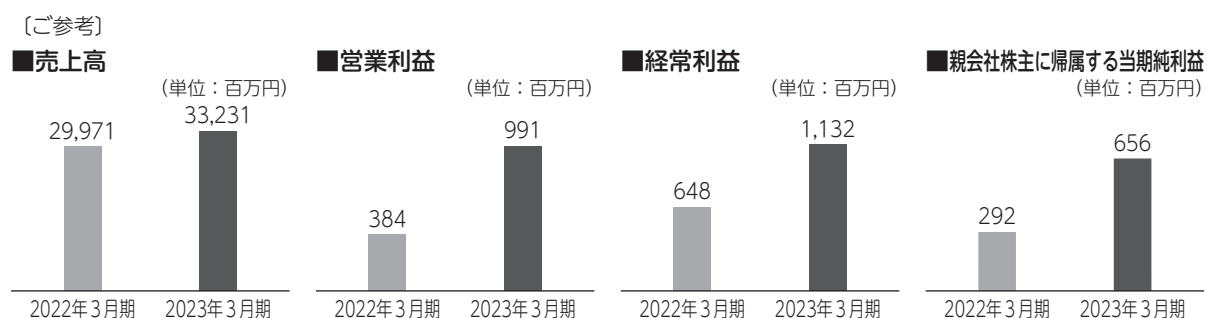
① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が順調に進み、政府の水際対策の緩和によりインバウンド需要が本格回復するなど経済活動の正常化に期待が高まる一方で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇や中国のゼロコロナ政策による都市封鎖、急速に進行した円安の影響から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済情勢のなか当社グループを取り巻く事業環境については、世界的なスマートフォン販売の不振により、電子部品・デバイスの需要が減少いたしました。輸送機械においては、部材の供給制約の緩和により海外への輸出量が増加基調にあり、需要が好調に推移いたしました。また、自動車分野については、受注を堅調に獲得できており、今後も増加の余地があるものと見込んでおります。しかしながら、国内市場における採用競争の激化、円安やインフレ圧力による物価の高騰等、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、生産計画に即した人員配置や採用による人材確保、EMS事業においては電子部品等の調達に注力し、経営成績の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は33,231百万円（前期比10.9%増）、営業利益は991百万円（同157.8%増）、経常利益は1,132百万円（同74.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は656百万円（同124.8%増）となりました。

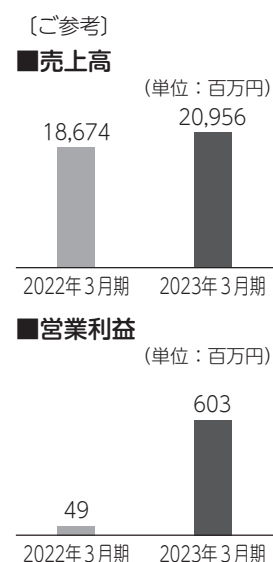


セグメントごとの業績（内部売上を含む。）は、次のとおりであります。

[マニファクチャリングサポート事業]

当セグメントにおいては、当社が、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。

製造請負・製造派遣事業及び機電系技術者派遣事業においては、電子部品・デバイス関連分野は世界的な半導体需要により既存取引先の生産は堅調であり、売上は好調に推移いたしました。情報通信機械器具分野は企業や教育機関のDX化の流れを受けIoT及び5G関連製品の需要が引き続き堅調に推移したほか、技術革新による製品の大容量化、高速化、省電力化による需要が増加いたしました。電気機械器具分野においてもDX関連製品の需要が堅調に推移いたしました。製造業全体においては、採用競争の激化及び賃金高騰による採用難で慢性的な人材不足と、半導体需要に対応する技能人材の獲得と育成が課題となったものの、売上高は20,956百万円（前期比12.2%増）となり、セグメント利益は603百万円（同1,111.7%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は63.0%となり、前期に比べ0.7ポイント上昇いたしました。

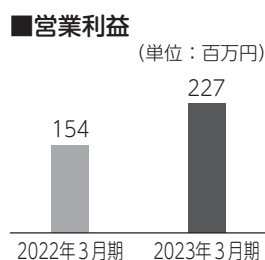
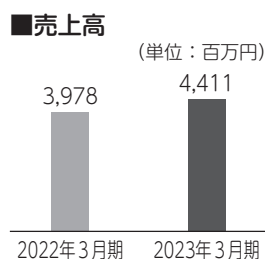


[コンストラクションサポート事業]

当セグメントにおいては、株式会社ワット・コンサルティングが、建設系技術者派遣事業及び請負・受託事業を営んでおります。

建設系技術者派遣事業においては、大型再開発プロジェクトなどで人材ニーズは旺盛な状況にあり、建築設備分野においてはBIM関連の技術者のニーズが伸びました。一方で施工管理関連の技術者の不足が顕著化しており、採用強化のため海外人材の教育・配属についても注力いたしました。請負・受託事業においては、建設図面の作成や教育研修等の受注が増加傾向にあり、請負工事においても建設資材の調達が難航するなか、初となる公共工事の受注を実現するなどさらなる事業範囲の拡大に取り組みました。その結果、売上高は4,411百万円（前期比10.9%増）、セグメント利益は227百万円（同47.4%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は13.3%となり、前期に比べ横ばいとなりました。

[ご参考]

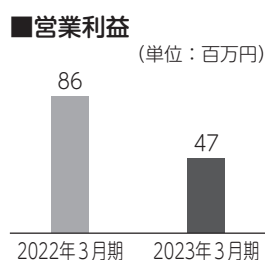
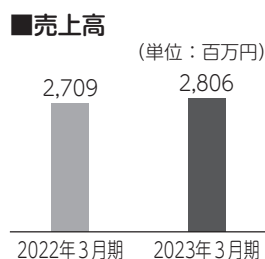


[ITサポート事業]

当セグメントにおいては、株式会社パートナーが、IT技術者派遣事業を営んでおります。

IT技術者派遣事業においては、企業をはじめとしたDX化推進によるIT需要は旺盛であるものの、依然として経験者ニーズが強く経験者採用の難易度が高まるなか、未経験者の採用及び教育による育成が急務であり、同時に未経験者でも就業可能な案件の確保についても課題となっております。その結果、売上高は2,806百万円（前期比3.6%増）となり、セグメント利益は47百万円（同45.4%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は8.5%となり、前期に比べ0.5ポイント低下いたしました。

[ご参考]

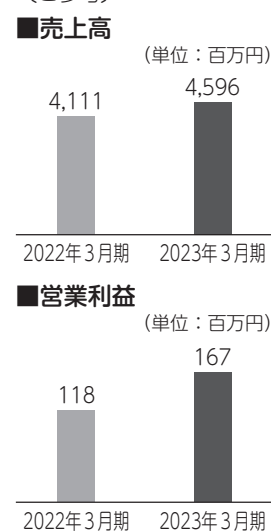


[EMS 事業]

当セグメントにおいては、デバイス販売テクノ株式会社、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。

受託製造事業及び電子部品卸売事業においては、半導体等の電子部品の入手困難な状況が続いているものの、このような状況を背景として通常に無い部品の調達支援の案件の受注を実現いたしました。また半導体製造装置を中心とした旺盛な需要に支えられ、受注は好調に推移いたしました。その結果、売上高は4,596百万円（前期比11.8%増）となり、セグメント利益は167百万円（同41.5%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は13.8%となり、前期に比べ0.1ポイント上昇いたしました。

[ご参考]

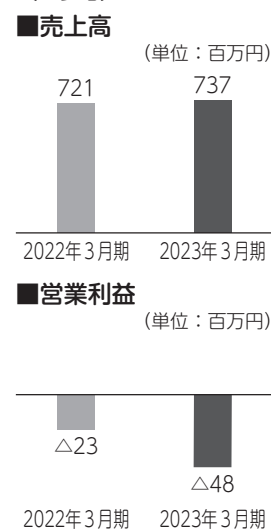


[その他]

報告セグメントに含まれない事業として、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業及び海外事業を営んでおります。

売上高は737百万円（前期比2.3%増）、セグメント損失は48百万円（前期は23百万円のセグメント損失）となりました。連結売上高に占めるその他の売上高（内部売上を除く）の比率は1.4%となり、前期に比べ0.3ポイント低下いたしました。

[ご参考]



- ② 設備投資の状況
当社グループの当連結会計年度における有形固定資産のほか、無形固定資産を含んだ設備投資額は157百万円であり、その主な内訳は、拠点開設に伴う内装費等及びソフトウェア等への投資であります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、新株予約権の行使により29百万円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2020年 3 月期)	第 29 期 (2021年 3 月期)	第 30 期 (2022年 3 月期)	第 31 期 (2023年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	24,800	25,277	29,971	33,231
経 常 利 益(百万円)	1,175	1,248	648	1,132
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	765	780	292	656
包 括 利 益(百万円)	763	779	292	669
1 株当たり当期純利益 (円)	146.14	125.56	46.79	104.34
総 資 産(百万円)	11,011	12,291	11,809	12,670
純 資 産(百万円)	6,225	6,877	6,830	7,294
1 株当たり純資産額 (円)	1,027.63	1,096.79	1,090.90	1,141.38
自 己 資 本 比 率 (%)	56.5	56.0	57.8	57.6

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2020年 3 月期)	第 29 期 (2021年 3 月期)	第 30 期 (2022年 3 月期)	第 31 期 (2023年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(百万円)	17,546	17,174	18,678	20,966
当 期 純 利 益(百万円)	686	634	212	590
1 株当たり当期純利益 (円)	131.04	102.13	34.00	93.86
総 資 産(百万円)	7,686	9,259	8,684	9,381
純 資 産(百万円)	4,310	4,817	4,689	5,075
1 株当たり純資産額 (円)	711.54	768.30	749.04	794.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ワット・コンサルティング	百万円 50	% 100.0	コンストラクションサポート事業
デバイス販売テクノ株式会社	98	100.0	EMS事業
株式会社パートナー	50	100.0	ITサポート事業
株式会社サザンプラン	50	100.0	その他 (OA機器の買取・販売事業)
株式会社ウイルハーツ	10	100.0	その他 (障がい者支援事業)
WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd.	百万ドン 5,992	100.0	その他 (海外事業)
WILLTEC MYANMAR Co.,Ltd.	百万米ドル 0	100.0	その他 (海外事業)

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の事項を経営上の重点課題としております。

① 人材の確保と育成

現在、我が国では少子高齢化による労働人口の減少により、多くの産業で労働力不足が常態化しています。また、日本の製造業においては、感染症の世界的流行、不安定な国際情勢、経済安全保障、円安基調などの流れを受けてサプライチェーンの見直しが図られるなか、生産拠点の国内回帰の動きが加速しています。

さらに、技術革新やそれに伴う産業構造の進化が目まぐるしく起こる現代では、我々に求められる技術スキルも日々変化しております。当社グループは製造・建設・IT市場でサービスを展開しており、各市場においてニーズの高い分野や成長分野に対して積極的に取り組むことが重要となります。

このような市場変化に対応すべく、当社グループでは業容の拡大とともに十分な人材の確保と生産効率向上を重要課題と認識し、採用体制の見直し、海外人材の活躍促進、人材育成拠点の拡充、ロボット・AI技術の活用に取り組んでおります。

② 顧客業種の拡大

2023年3月期の連結売上高構成比は、マニファクチャリングサポート事業が63.0%、コンストラクションサポート事業が13.3%、ITサポート事業が8.5%、EMS事業が13.8%であります。

当社グループの中核事業であるマニファクチャリングサポート事業においては、特定業界の景気変動による業績への影響を抑制するため、新規顧客開拓及び未進出地域へのエリア開拓に努めてまいります。特に、今後の成長産業となるエネルギー関連の顧客開拓に注力するなど、経営のさらなる安定性を高めてまいります。

また、その他主要3事業のうち、コンストラクションサポート事業及びITサポート事業については、継続的に技術者の需要が見込まれることから、市場ニーズを捉えた教育プログラムを構築し、高付加価値人材の育成と積極的な営業展開を進めてまいります。残るEMS事業については、国内の設備投資需要を的確にキャッチし、部品等の調達力強化を図ることで顧客ニーズに迅速に対応していくとともに、最適な価格交渉を行うことで、経営を強化してまいります。

今後も時代の変化に合わせ、グループ全従業員や各事業相互の有機的な連携によるグループシナジーを創出し、一層の事業基盤の強化と業績向上に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
製造請負・製造派遣事業	主にスマートフォン、車載機器向け関連の半導体分野等の製造サポート
機電系技術者派遣事業	自動車関連、産業機械・装置メーカー、民生機器メーカー等の機械、電気・電子、組込・制御等の開発、設計技術サポート
修理サービス事業	機器の修理サービス及び機器の調達・輸送・組立設置サービス
建設系技術者派遣事業	建設系技術者の派遣・人材紹介及び建築・建築設備の図面受託と工事請負
受託製造事業	各種制御機器、FA機器、電源装置など産業機器分野での受託製造
電子部品卸売事業	主に産業機器向けの各種デバイス商品及び省エネ支援機器の販売
ITサポート事業	ソフトウェア開発・保守、インフラ構築・運用、ユーザーサポート
OA機器販売事業	OA機器の買取・販売

(6) 企業集団の主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

名称	所在地
当社	本社 大阪市淀川区東三国四丁目3番1号 他、 オフィス7ヶ所、サポートセンター16ヶ所、 サービスセンター4ヶ所、研修センター2ヶ所、 キャリア開発センター1ヶ所、工場1ヶ所、 プロジェクトデザインセンター1ヶ所、 開発センター1ヶ所
株式会社ワット・コンサルティング	東京都中央区 他
デバイス販売テクノ株式会社	東京都大田区 他
株式会社パートナー	東京都中央区 他
株式会社サザンプラン	東京都新宿区 他
株式会社ウイルハーツ	大阪市淀川区 他
WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム国ハノイ市
WILLTEC MYANMAR Co.,Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
マニファクチャリングサポート事業	4,445名	△48名
コンストラクションサポート事業	852名	+101名
I T サポート事業	358名	+32名
E M S 事業	114名	+3名
その他の事業	128名	+22名
合計	5,897名	+110名

(注)上記使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,445名	△48名	39歳0ヶ月	4年7ヶ月

(注)上記使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	433百万円
株式会社山陰合同銀行	73百万円

- (注) 1. 当社は、今後の積極的な事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な調達枠を確保することを目的として、借入極度額2,000百万円のコミットメントライン契約を株式会社三井住友銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 23,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 6,451,000株 (注)
(注) 新株予約権の行使により、前期末より110,000株増加しております。
- ③ 株主数 3,325名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
小倉秀司	2,760,300株	43.19%
株式会社 R A S アセット	859,000	13.44
宮城力	421,800	6.60
ウイルテックグループ従業員持株会	193,800	3.03
MSIP CLIENT SECURITIES	95,700	1.50
野地恭雄	85,000	1.33
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	77,500	1.21
吉田知広	64,000	1.00
渡邊剛	60,400	0.95
西隆弘	58,800	0.92

※持株比率は自己所有株式数 (59,967株) を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当社は、2022年6月28日開催の第30回定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年6月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月15日付けで取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名に対し自己株式20,100株の処分を行っております。

(2) 会社役員の場合

① 取締役の場合 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長執行役員	小倉 秀司	株式会社ヒューマンアシスト 代表取締役社長 株式会社RASアセット 代表取締役社長
代表取締役社長執行役員	宮城 力	株式会社ワット・コンサルティング 取締役 デバイス販売テクノ株式会社 取締役 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人日本BPO協会 理事
取締役常務執行役員	野地 恭雄	マニユファクチャリング事業本部長
取締役上席執行役員	西 隆弘	カスタマーサービス事業本部長
取締役上席執行役員	渡邊 剛	管理本部長 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 代表理事
取締役上席執行役員	石井 秀暁	エンジニアリング事業本部長 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人NEOA 理事
取締役上席執行役員	水谷 辰雄	株式会社ワット・コンサルティング 代表取締役社長 電子・機械部品製造事業協同組合 理事
監査等委員である取締役 (常勤)	京崎 利彦	株式会社ワット・コンサルティング 監査役 デバイス販売テクノ株式会社 監査役 株式会社ウイルハーツ 監査役 WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd. 監査役 株式会社サザンプラン 監査役 株式会社パートナー 監査役
監査等委員である取締役 (社外取締役)	麻田 祐司	株式会社ブレインアシスト 代表取締役社長 株式会社SERIOホールディングス 取締役 (監査等委員) 株式会社i-plug 社外取締役
監査等委員である取締役 (社外取締役)	見宮 大介	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー

- (注) 1. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏及び見宮大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏及び見宮大介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と

- して指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等からの情報収集並びに重要な社内会議での情報共有を行うべく、京崎利彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- ② 責任限定契約の内容の概要
- 当社と各監査等委員である取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 1) 被保険者の範囲
当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役
 - 2) 保険契約の内容の概要
被保険者が1)の会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の契約期間は1年間で、2023年4月に契約を更新しており、保険料は全額当社が負担しております。
- ④ 当事業年度に係る取締役の報酬等
- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
2022年5月20日開催の当社取締役会において決定方針を決議いたしました。
 - イ. 決定方針の内容の概要
 - I. 基本方針
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、役位、職責に応じた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（株式報酬）を支払うものとする。
 - II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の財務状況、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

Ⅲ.業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、また当該事項に対するステークホルダーへのコミットメントを明確にするため、重要業績評価指標(KPI)を反映した業績連動型の現金報酬として、各役員に定めた賞与算定基礎額に対して、年度業績に対する総合評価係数(0%~200%)を乗じて、支給する金額を算定し、12分割した金額を基本報酬と合わせて毎月支給する。賞与の算定に用いる重要業績評価指標(KPI)は各事業年度の売上高及び当期純利益の予算達成率、会長・社長を除く事業管掌役員はこれに加えて管掌部門の営業利益の予算達成率及び対前年度比営業利益率に加えて個人考課(「1.構造改革の推進、経営基盤の強化」、「2.各種機会・リスクへの対応」、「3.サステナビリティ経営の推進に向けたESG関連の推進」、「4.企業理念・経営方針に対するリーダーシップ」、「5.その他管掌を超えた全社貢献等」の視点で会社貢献度を判定)とする。

非金銭報酬は株式報酬とし、以下に定めるとおりとする。

①株式報酬の内容

株式報酬はPSU(パフォーマンスシェアユニット)及びRS(譲渡制限付株式報酬)により構成する。役員に応じて算定した株式ユニット及び普通株式(譲渡制限を付したものを)を毎年、一定の時期に交付する。

②数の算定方法の決定に関する方針

②-1 PSU

役員ごとに交付した株式ユニット(2022年7月交付分+2023年7月交付分+2024年7月交付分の合計ユニット数)に対して、これに対応する中期経営計画に対する総合評価係数(0%~200%)を乗じて、交付する普通株数を算定する。PSUの算定に用いる重要業績評価指標(KPI)は、日経平均に対する当社の相対的株価成長率、中期経営計画で掲げた売上高目標額に対する累計達成率、同EBITDA目標額に対する累積達成率とする。

②-2 RS

役員毎に定めた交付株数に従い、普通株式を交付する。

③報酬等を与える時期

毎年定時株主総会終結後の報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定する。

④条件の決定に関する方針

当社と取締役との間で株式割当契約を締結する。不支給要件及び中期経営計画期間中の退任役員に対するPSUの取扱い等の諸条件は、当該契約にて明記するものとする。

Ⅳ.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を

決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：株式報酬＝70：15：15とする（業績目標100%達成時）。また、株式報酬はPSU5%、RS10%とする（業績目標100%達成時）。

V. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会において、取締役の報酬の総額及び各取締役の個別報酬に関する審議を行い、取締役会において、報酬諮問委員会の答申も尊重しつつ、各取締役の基本報酬の額、賞与の額、株式報酬の交付株式数（株式ユニット数含む）を決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

各取締役の個人別の報酬等について、上記の個人別の報酬等の額に関する決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会の答申内容が尊重されていることを確認しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 取締役の報酬等の総額等

区分	支給員	報酬等の種類別総額（百万円）				報酬等の総額（百万円）
		基本報酬（金銭）	業績連動型報酬賞与（金銭）	譲渡制限付株式報酬（RS）	業績連動型株式報酬（PSU）	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	7名	99	15	12	2	128
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	3名 (2名)	21 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	21 (12)
合計（うち社外取締役）	10名 (2名)	120 (12)	15 (-)	12 (-)	2 (-)	150 (12)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額として10百万円を支給しており、支給対象者は3名であります。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は総合評価係数（売上高・当期純利益・部門営業利益におけるKPIの評価係数の総和）であります。当該指標を選択した理由は短期業績の達成責任を明確にして、中期経営計画の達成及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、役位別の基準額に対して、総合評価係数を乗じたもので算定しております。
4. 譲渡制限付株式報酬（RS）及び業績連動型株式報酬（PSU）の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「2. (2) ④イ.IV.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第26回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であ

ります。また、上記報酬限度額とは別枠で、2022年6月28日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（RS）として、年額50百万円以内、株式数の上限を年4万株以内、業績連動型株式報酬制度（PSU）として、年額25百万円以内、株式数の上限を年2万株以内、と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名であります。

7. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役は3名であります。
8. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の執行報酬について、報酬額の改定は代表取締役社長執行役員宮城力が案を作成して報酬諮問委員会にて説明・協議のうえ、同委員会の協議結果を尊重して取締役会で決定することとしています。代表取締役社長執行役員が案を作成する理由は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて事業の業績を考察し、組織として各部署の機能を考慮した上で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当職務や成果を評価するには代表取締役社長執行役員が適任であると判断したためです。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役の麻田祐司氏は、株式会社ブレインアシスト代表取締役社長、株式会社S E R I Oホールディングス取締役（監査等委員）及び株式会社 i-plug社外取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先等との間には特別の関係はありません。

監査等委員である取締役の見宮大介氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーを兼務しております。当社は、弁護士法人御堂筋法律事務所と顧問契約を締結しております。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である 取 締 役 (社外取締役)	麻 田 祐 司	麻田祐司氏は、上場企業の取締役等を歴任した経験や公認会計士としての幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しておりましたところ、当事業年度に開催された取締役会18回の全て及び監査等委員会14回の全てに出席し、当該幅広い知見に基づき、議案・審議等についての発言を行っていただいたほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を積極的に行うなど、適切な役割を果たしていただいております。
監査等委員である 取 締 役 (社外取締役)	見 宮 大 介	見宮大介氏は、弁護士としての豊富な専門知識、経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しておりましたところ、当事業年度に開催された取締役会18回の全て及び監査等委員会14回の全てに出席し、当該幅広い知見に基づき、議案・審議等についての発言を行っていただいたほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を積極的に行うなど、適切な役割を果たしていただいております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な書類を入手し、報告を受けたうえで、監査方針、監査計画の内容を確認した結果、監査の実効性や品質を維持するために、一般的相場に照らし妥当であると判断したため、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためには、重要な事項であることから、適宜対応してまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、時局に即応した配当を還元していくことを原則とし、連結配当性向30%を目安に中間配当と期末配当の年2回の配当により、株主の皆様へ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の方針に基づき、2023年3月期の期末配当金につきましては、1株当たり28円を第31回定時株主総会にご提案いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,203	流動負債	4,311
現金及び預金	4,142	買掛金	404
受取手形、売掛金及び契約資産	4,278	電子記録債務	220
電子記録債権	595	短期借入金	118
商品及び製品	145	リース債務	1
仕掛品	61	未払法人税等	388
原材料及び貯蔵品	396	賞与引当金	193
その他	619	未払費用	1,814
貸倒引当金	△35	その他	1,169
固定資産	2,466	固定負債	1,064
有形固定資産	757	長期借入金	388
建物及び構築物	257	リース債務	2
機械装置	117	繰延税金負債	32
土地	358	退職給付に係る負債	440
その他	24	株式報酬引当金	2
無形固定資産	794	その他	199
のれん	542	負債合計	5,375
その他	252	(純資産の部)	
投資その他の資産	915	株主資本	7,284
投資有価証券	230	資本金	151
繰延税金資産	418	資本剰余金	840
その他	266	利益剰余金	6,386
資産合計	12,670	自己株式	△93
		その他の包括利益累計額	9
		為替換算調整勘定	4
		退職給付に係る調整累計額	5
		純資産合計	7,294
		負債・純資産合計	12,670

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自：2022年4月1日
至：2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		33,231
売上原価		28,548
売上総利益		4,682
販売費及び一般管理費		3,690
営業利益		991
営業外収益		
受取利息	0	
成金収入	139	
その他	11	150
営業外費用		
支払利息	2	
持分法による投資損失	5	
その他	2	10
経常利益		1,132
特別利益		
受取保険金	10	
固定資産売却益	13	23
特別損失		
固定資産除却損	5	
投資有価証券評価損	38	
損害賠償金	11	
その他	0	55
税金等調整前当期純利益		1,100
法人税、住民税及び事業税	441	
法人税等調整額	2	443
当期純利益		656
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		656

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,916	流動負債	2,771
現金及び預金	2,616	短期借入金	118
売掛金及び契約資産	2,544	リース債務	1
電子記録債権	310	未払費用	1,372
商 品	2	未払法人税等	288
仕 掛 品	12	預 り 金	83
貯 蔵 品	0	賞 与 引 当 金	64
前 払 費 用	172	そ の 他	841
そ の 他	275	固定負債	1,535
貸 倒 引 当 金	△18	長期借入金	1,338
固定資産	3,465	リース債務	2
有形固定資産	417	株式報酬引当金	2
建 物	147	そ の 他	193
機 械 及 び 装 置	42	負債合計	4,306
車 両 運 搬 具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	6	株 主 資 本	5,075
土 地	217	資 本 金	151
リ ー ス 資 産	3	資 本 剰 余 金	840
無形固定資産	125	資 本 準 備 金	179
ソ フ ト ウ エ ア	81	そ の 他 資 本 剰 余 金	660
そ の 他	43	利 益 剰 余 金	4,177
投資その他の資産	2,922	利 益 準 備 金	1
投資有価証券	230	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,175
関係会社株式	2,434	特 別 償 却 準 備 金	1
出 資 金	0	別 途 積 立 金	35
関係会社出資金	29	繰 越 利 益 剰 余 金	4,139
長期前払費用	0	自 己 株 式	△93
繰延税金資産	69	純資産合計	5,075
そ の 他	157	負債・純資産合計	9,381
資産合計	9,381		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自：2022年4月1日)
(至：2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	20,966
売上原価	18,291
売上総利益	2,675
販売費及び一般管理費	2,083
営業利益	591
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	195
助成金収入	88
その他	6
営業外費用	
支払利息	5
敷金保証金解約損	0
その他	0
経常利益	875
特別利益	
受取保険金	10
固定資産売却益	13
特別損失	
固定資産除却損	4
投資有価証券評価損	38
損害賠償金	11
その他	0
税引前当期純利益	843
法人税、住民税及び事業税	275
法人税等調整額	△22
当期純利益	590

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅	潔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	光弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅	潔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	光弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会の監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、電話回線、又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス対応について、取締役により事業継続とグループ従業員の安全確保のために、適切な対応がとられており指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社ウイルテック 監査等委員会

常勤監査等委員 京 崎 利 彦 ㊟

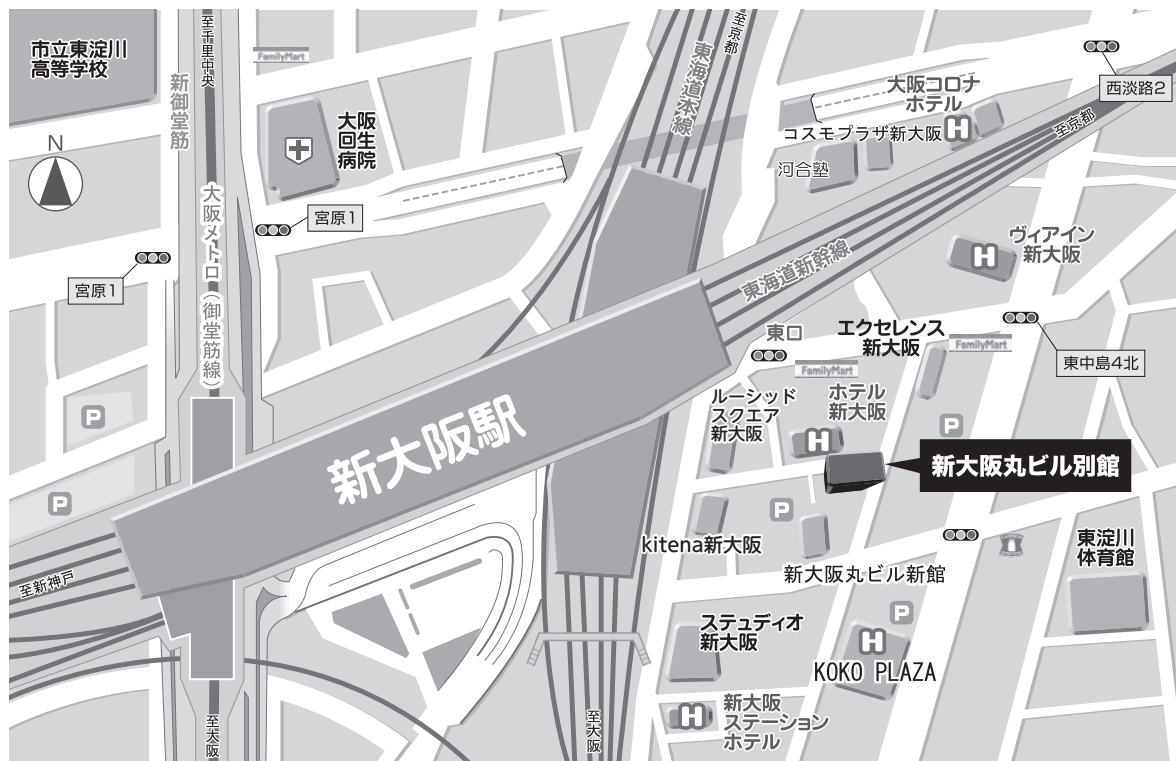
監 査 等 委 員 麻 田 祐 司 ㊟

監 査 等 委 員 見 宮 大 介 ㊟

(注) 監査等委員麻田祐司及び見宮大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号
新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
TEL 06-6325-1302



交通	J R新大阪駅	東口より	徒歩約2分
	大阪メトロ御堂筋線新大阪駅	5番出入口(中改札)より	徒歩約8分

※会場には駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。